

屋台営業候補者公募2次審査手続きに関する質問に対する回答

No	質問項目	質問内容	回 答	担当課
1	営業計画書	自己PRや取組の実現性の説明資料は、1枚両面でも可となっておりますが、それを電子メールで送付する場合は2ページ分になってもいいですか。 また、その説明資料を電子メールで送る場合のファイル形式の指定はありますか。	電子メールで送付いただく場合は、1ページを片面、2ページを両面として取り扱います。 提出ファイルの形式に指定はありませんが、印刷時のレイアウト崩れを防ぐため、PDF形式での提出を推奨します。	屋台課
2	営業計画書	屋台のテーブルを凹型、もしくはコ型のテーブルに変形しての営業は可能ですか。	テーブルの形状を変形することは可能です。	路政課
3	営業計画書	缶飲料を抜栓していない状態での販売、持ち帰りはできますか。	屋台では、飲食物を持ち帰り用として販売することはできません。	食品安全推進課
4	営業計画書	屋台の客席に椅子を用意せず、立ち飲み形式にて営業することは可能でしょうか。	立ち飲み形式にて営業することは可能です。	路政課

※審査基準など、可否に影響する質問には、お答えしておりません。